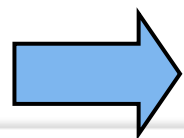
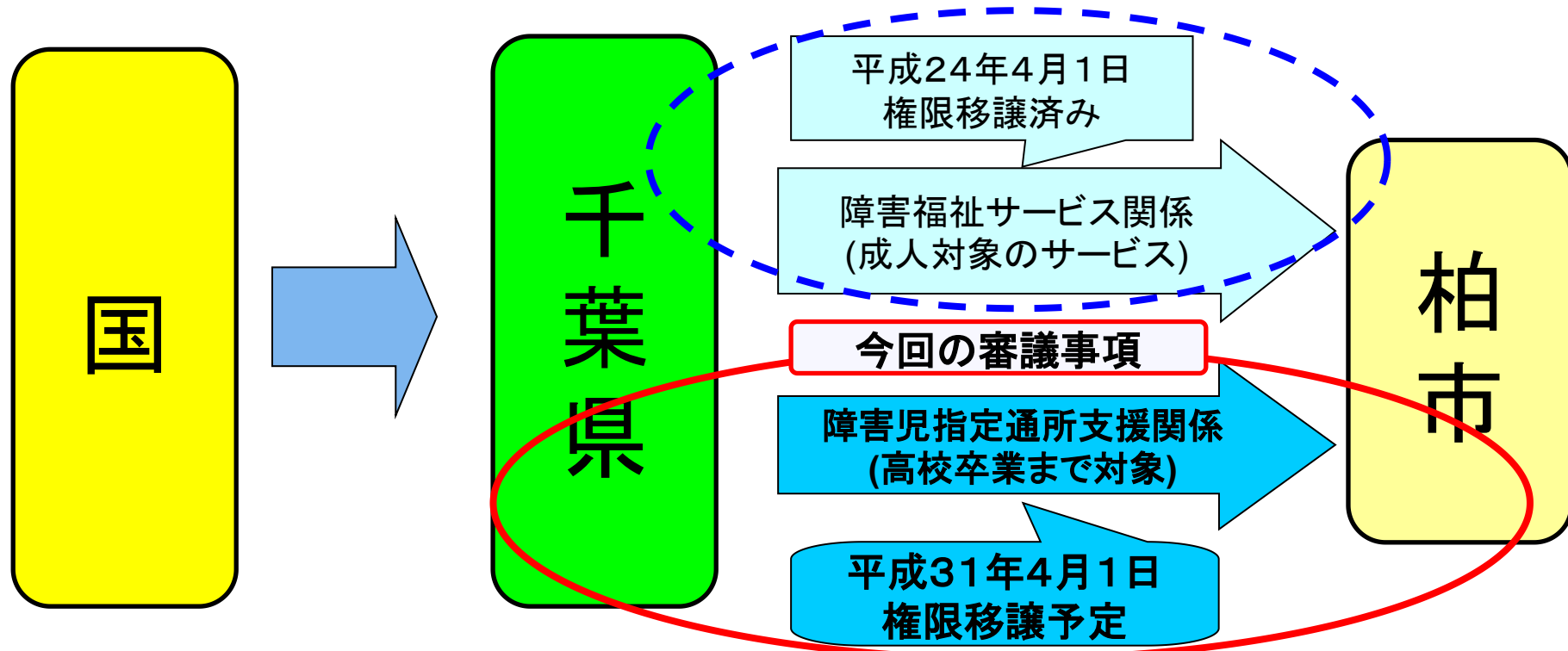


平成31年度
障害児指定通所支援の
中核市への権限移譲に伴う
柏市条例の制定について

保健福祉部
障害福祉課 施設指導担当

審議事項について

平成31年4月より権限移譲により障害児関連施設の指定・指導の権限が千葉県から柏市に移譲されます。



権限移譲を受けて障害福祉サービス関係と同様に
柏市条例を制定する必要があります

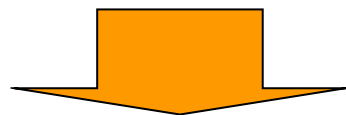
権限移譲されるサービスについて

今回は**障害児通所支援関係**のサービスが権限移譲されます

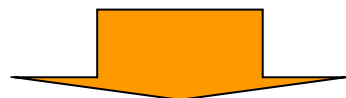
| 種別 | | 通所系 | 訪問系 |
|------------------|------|---|--|
| 対象 | | 障害児指定通所支援関係(今回権限移譲されるもの) | |
| 0 ~ 6 歳 | 未就学児 | 児童発達支援 医療型児童発達支援 (障害児専門の幼稚園) | 保育所等訪問支援 (障害児専門のスクールアドバイザー) |
| 6~ 18 歳 | 就学児 | 放課後等デイサービス (障害児専門の学童) | 居宅訪問型児童発達支援 (重度障害児対象の訪問型幼稚園) |
| 18歳~ | | 障害福祉サービス関係(平成24年度から権限移譲) | |
| 成人 (高校卒業後) | | 生活介護(デイサービス) 就労継続支援(作業所) グループホーム(住まいの場) | 居宅介護(ホームヘルプ) |

権限移譲を受けて

柏市の実情にあった条例を制定できる

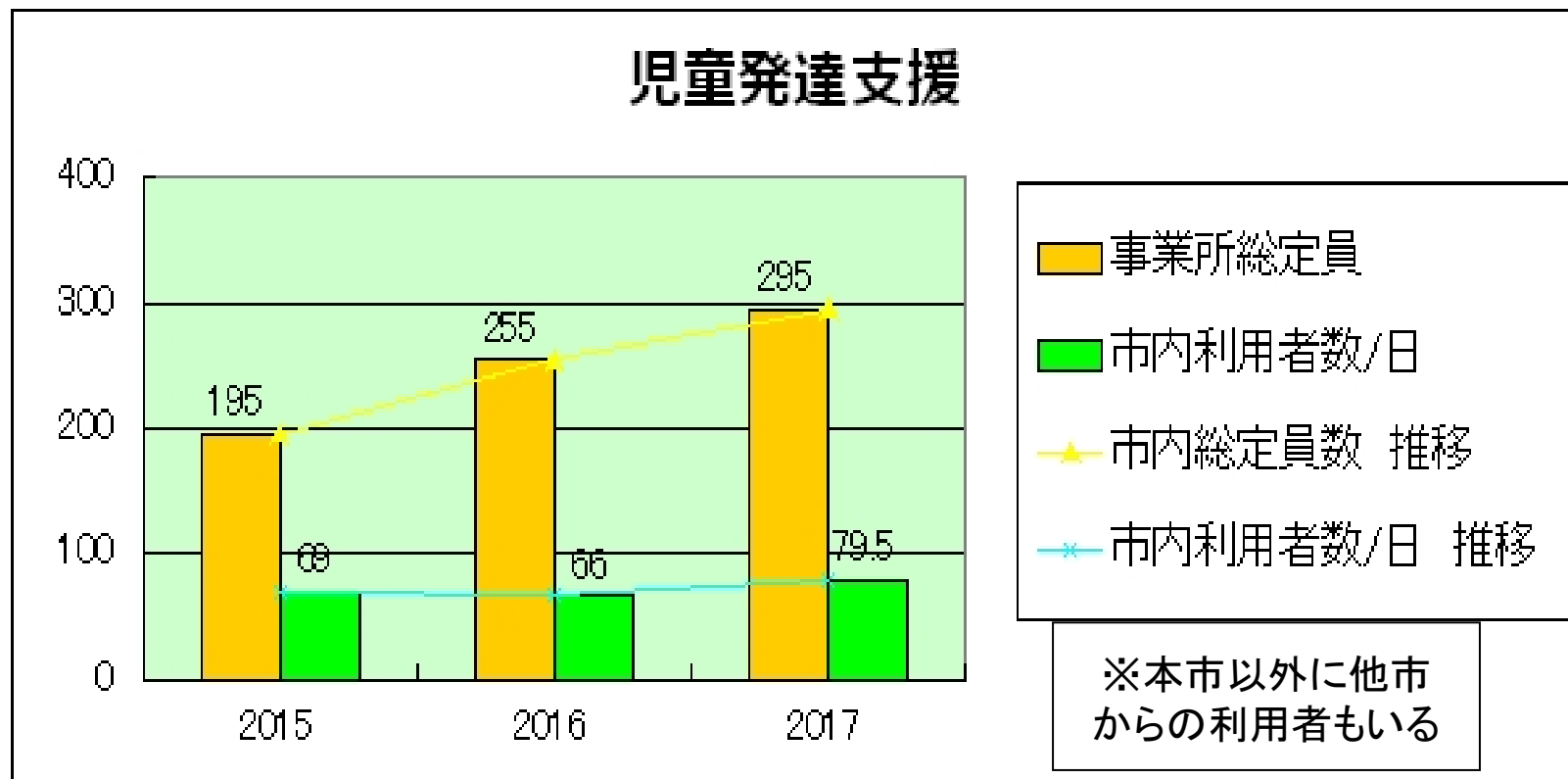


独自基準を制定



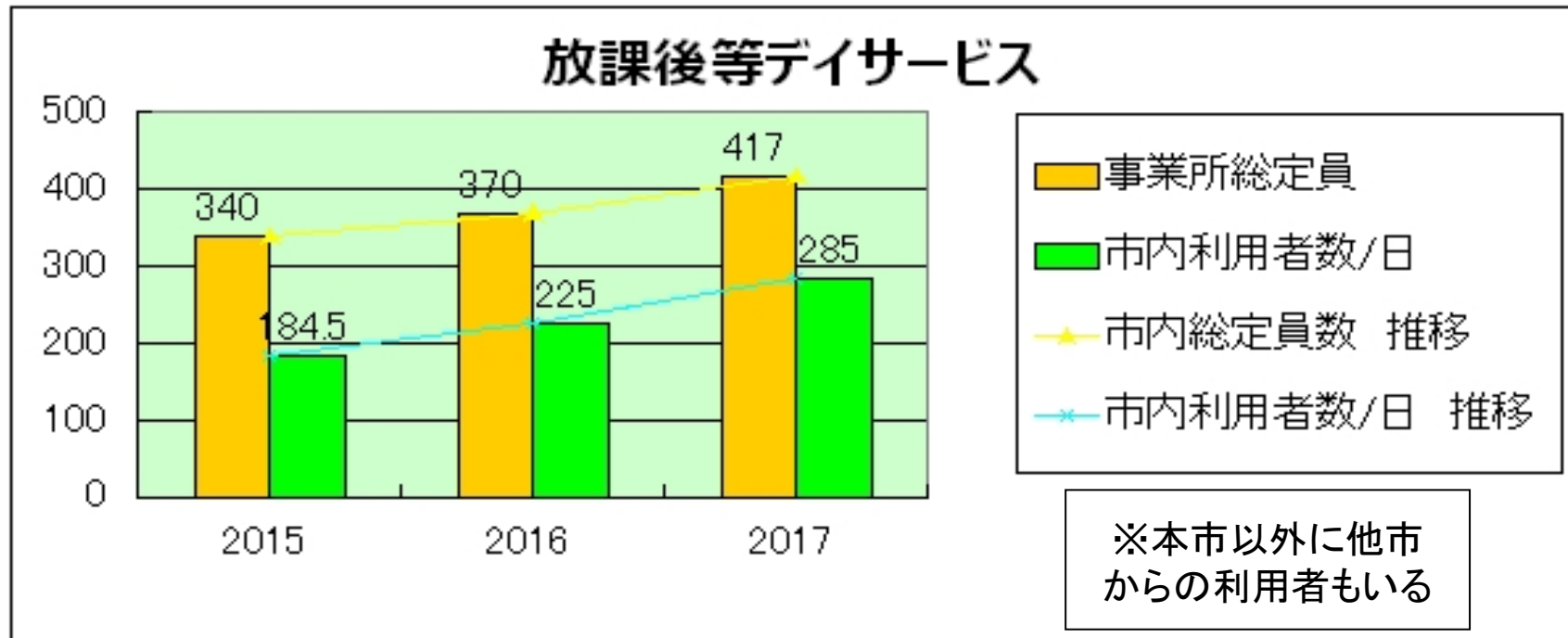
柏市の実情とは・・・

児童発達支援と放課後等デイサービスの実情 (サービスの需給バランスについて)①



1日あたりの平均利用者数はほぼ横ばいの状態であり、市内の総定員数の半分以下だが、総定員数(事業所数)は増加傾向。

児童発達支援と放課後等デイサービスの実情 (サービスの需給バランスについて)②



放課後等デイサービスも児童発達支援と同様の傾向であり、市内総定員数が1日あたりの平均利用者数を大きく上回っている状況である。

→事業所数については両サービス共に充足しているといえる。

本市の児童発達支援及び放課後等 デイサービスの実情(近隣市との数の比較)

- 近隣市との事業所数の比較(平成30年6月1日現在)

| 自治体名 (人口) | 児童発達支援 (定員数) | 放課後等 デイサービス (定員数) | 自治体名 (人口) | 児童発達支援 (定員数) | 放課後等 デイサービス (定員数) |
|------------------|-----------------|-------------------------|-------------------|-----------------|-------------------------|
| 柏市 (約42.3万人) | 25 (305) | 43 (417) | 船橋市 (約63.5万人) | 21 (376) | 40 (400) |
| 松戸市 (約49.0万人) | 32 (358) | 50 (490) | 市川市 (約48.6万人) | 27 (320) | 44 (440) |
| 流山市 (約18.8万人) | 12 (140) | 17 (170) | 我孫子市 (約13.2万人) | 9 (130) | 12 (130) |

近隣市の状況を比較すると柏市内における事業所数は人口規模と比較して他市と同程度又は少し多い状況である。

障害関係団体への意見聴取

- ・ 6月に下記の市内関係3団体に条例制定にあたっての意見聴取を行い、次のとおりのご意向・ご意見を頂きました。
 1. 柏市手をつなぐ育成会(知的障害)
 2. 柏市肢体不自由児者を育てる会(身体障害)
 3. 柏市自閉症協会(発達障害)

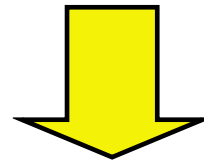
○頂いたご意見等

- ・利用する障害児本位の支援が行えるよう設備等に配慮した条例を(3団体共通)
- ・未就学児から中高生までの幅広い年齢層の子供が利用するので指導訓練室(児童の活動場所)児童1人当たりの面積を条例で明記してほしい
- ・指導訓練室と別に相談室や静養室がほしい
- ・トイレは障害児に配慮したものであること。できれば複数が望ましい
- ・送迎時等における近隣住民への配慮の実施
- ・支援員の質の向上のため、研修を実施し質の高いサービス提供に努めてほしい

現状の課題について

・ 現状のサービスの課題

- 営利目的の安易な参入による数の増加
- 支援の質の問題
- 肢体不自由・重度障害児支援



○全国的に質の問題解決が課題

数は増える一方だが、サービスの質は・・・

○ノーマライゼーションかしわプランでも

ニーズに合った支援や肢体不自由児・重度障害児への対応の強化を推進
柏市では・・・⇒サービスの質的充実が今後必要である

更なる
質の向上を重視

国も質の向上のために動くが・・・

1. ガイドラインの作成

一定の質を担保するための最低限の全国共通の枠組みを決めたもの。

2. 従業者要件の厳格化

指導員(資格要件無)or保育士

⇒児童指導員(社会福祉士所持者等)or保育士or障害福祉サービス経験者(2年以上)

(半数は児童指導員or保育士)

あくまで全国共通のもの。地域に合わせた実情も加味すると
独自基準を設け、地域に必要なサービス提供が行える環境が必要

条例制定における柏市の独自基準

柏市が定める条例

柏市
独自基準

国の定める基準

- ・国の定める基準及び
ガイドラインがベース
- ・独自の基準を加える

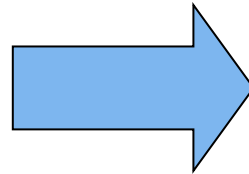
柏市の独自基準方針

- ・提供サービスの質の向上
- ・利用児童本位のサービス
提供環境の構築

独自基準案について

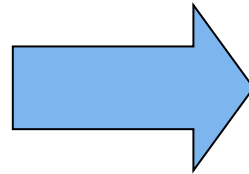
本市の独自基準方針を踏まえ、次の2点を独自基準として定めます
児童発達支援(児童発達支援センターであるものを除く)
及び
放課後等デイサービスにおける

①指導訓練室
(児童の活動場所)



児童1人あたり
3.3㎡(一坪)以上とする

②必要な設備



便所及び
相談室を必置とする

※1:上記2サービス以外は国の基準のとおりとする

※2:平成31年4月1日以前に指定を受けた事業所については従前のとおりとする

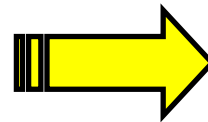
本市基準条例の独自基準①:面積基準

- 質の高い支援を行うため,指導訓練室の広さは必要

国のガイドラインでは

2. 47m²が望ましい

(両サービス共通・国基準上では特に
具体的基準はなし)



柏市の方針

3. 3m²以上とする

千葉県の方針は

3m²以上が望ましい

(両サービス共通)

※面積の参考としたもの
○柏市指定障害福祉サービス事業
所の面積基準

○保育所のほふく室・屋外遊戯室
の面積基準

⇒ともに一人当たり3. 3m²以上

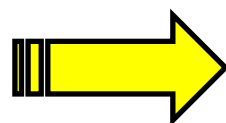
本市基準条例の独自基準②: 設備基準

- 国基準では定められていない設備面を明文化

国基準では

指導訓練室以外は必要な
設備を設けること

(具体的に必要なものは一切記載がない)



柏市の方針

国基準に加え、**相談室
及び便所**を設けること

- ・相談室
間仕切り等を設けること
- ・便所
利用児童の特性に応じたもの

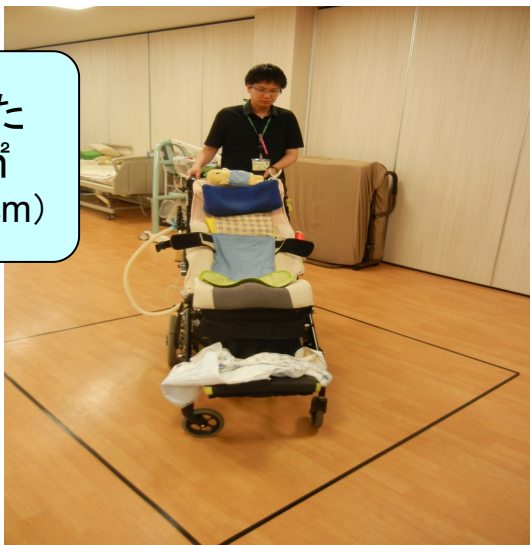
千葉県では

国基準と同じ

独自基準内容のイメージ図

面積要件(3.3㎡)

四角で囲まれた
範囲が3.3㎡
(約180cm×180cm)



設備要件(相談室, 便所)

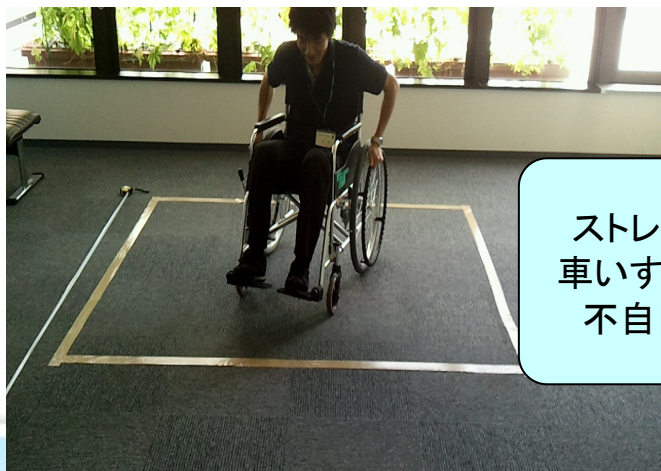
【相談室の例】
プライバシーに
配慮したもの。
児童・親との面
談場所の確保。



【トイレの例】
利用児童の
特性に応じたもの
(手すり, 大きさ等)



ストレッチャー(上)や
車いす(下)でも活動が
不自由なく行える。



条例制定までのスケジュール

| 審議会や議会関係 | 障害関係団体・市内の既存事業所 その他事務関係 |
|---|---|
| <p>平成30年</p> <p>7月：・自立支援協議会にて説明 ・障害者専門分科会(第一回)にて条例について審議</p> <p>8～9月：パブリックコメント実施</p> <p>11月：障害者専門分科会(第二回)にて条例について答申</p> <p>平成31年</p> <p>3月：議会上程(平成31年第1回定例会)</p> <p>4月1日：条例施行予定</p> | <p>平成30年</p> <p>6月：・関係団体へのヒアリング (権限移譲の説明, 独自基準の有無についての意見聴取)</p> <p>・既存の市内事業所への現況調査</p> <p>10月前後：県が行う実地指導への同行</p> <p>平成31年</p> <p>2～3月：千葉県からの書類・事務引き継ぎ</p> <p>4月：柏市で事務取扱開始</p> |